

ICRP基本勧告の改定に対し、核被害を被る側である市民の立場から何を要求するべきか。

藤岡毅(2023年10月5日)

(1)ICRP基本勧告の理念はどう変化してきたかを振り返る。(ICRP1990年勧告まで)

・初期の防護原則

「被ばくを可能な限り低いレベルに低減するため、あらゆる努力をすべきである」(1954年勧告)

・経済的合理性重視の明確化

「すべての正当化できる被曝を、経済的および社会的要因を考慮に入れながら合理的に達成できるかぎり低く保つ」(1977年勧告)

・線量当量限度導入の意味

「費用と利益とを暗々裏にはかりにかけた結果、ある選ばれた行為は行う“価値がある”と結論される」「選ばれた行為の遂行は個人あるいは社会に対する利益を最大にするように調整される」これらの手続きは「個人を十分に防護することには必ずしもならない。それゆえ、この理由もあって、利益と損害とを集団の同じ人々が受けるのではないような状況下における線量当量限度を確立する必要がある。」(1977年勧告)

・線量制限体系を放射線防護体系3原則(正当化、防護の最適化、個人線量限度)として定着化

「最初の頃から1950年代にかけて、個人線量に関する限度が守られていることは防護が満足に達成されていることの一つの尺度であると考えられる傾向があった。全ての被ばくは可能なかぎり低く保つべきであるという助言が注目されてはいたが、意識的に適用されることはまれであった。その後、すべての被ばくは“経済的、社会的要因を考慮に入れて合理的に達成できるかぎり低く”保つという要求がいつそう強く強調されるようになった。この強調の結果として、個人線量は相当な減少となり、防護の全体系の中で線量限度が主要な役割を果たすような状況の数は大幅に減った。また、委員会によって勧告される線量限度の目的も変化した。初期の頃は、線量限度のおもな機能は直接に観察しうる悪性でない影響を防ぐことであった。その後は、放射線によって生じるがんや遺伝的影響の発生を制限することも意図するようになった。」(1990年勧告)

→公衆の線量限度1mSv/年の決定

(2)ICRP2007年勧告の背景を考える：チェルノブイリ原発事故(1986)とチェルノブイリ法成立(1990)の経緯

・ソ連政府の暫定線量限度の設定 (100mSv(1986) → 30mSv(1987) → 25mSv(1988-1989) → 1mSv(1990年))

・ソ連放射線防護委員会(イリイン)の生涯線量350mSv (5mSv × 70年)提案と市民・医師・科学者・政治家反発

・チェルノブイリ法では、5mSv以上は居住禁止、1～5mSvは「移住の権利」の国家的補償

### (3) 線量限度の骨抜きで放射線防護の理念をかなぐり捨てたICRP2007年勧告

- ・**事故後の被曝状況(①緊急被ばく②現存被ばく③計画被ばく)の想定と参考レベルの設定(①100-20mSv ②20-1mSv)。**  
チェルノブイリ原発事故の経験から、参考レベルの概念は合理性を持つかのように見えるが、一方で、**線量限度を計画被ばく状況に限定**されたことによって、事故後**線量限度は参考レベルに置き換わる**。チェルノブイリ法のような移住の権利は保障されず、住民は被曝を強要される。
- ・**Publication 146 — もはや放射線防護ではなく被曝を受け入れることを説く伝導書である**  
日本政府や福島県が行った被害者切り捨て策を普遍化し、巨大原発事故後、住民が長期にわたって最適な被曝を甘受することを住民に説いている。「ステイクホルダー」「放射線防護文化」等のレトリックで住民の汚染地域での生活を推奨する。

### (4) 新勧告に求めたい内容

- ①50年代の勧告初期の理念「**可能な限り低いレベルに低減するため、あらゆる努力をすべき**」に立ち戻るべき
- ②**放射線防護3原則の見直し必要。「正当化」はリスクを被る者と便益を受ける者が同一の場合のみ成り立つ**(cf.医療)  
・**「線量限度」は、計画被ばく状況だけでなく、現存被ばく状況にも適用すべきである。**  
従って、**現存被ばく状況下では参考レベルと線量限度の2つの制限値があるべき**。線量限度を超える参考レベルが存在する区域の住民は、個々の住民自身の判断で留まることも避難することもできるが、事故に責任がある事業者と行政担当者は各住民のいかなる選択に対しても健康上及び経済上の補償を与えなければならないとするべきである。  
・**参考レベルおよび線量限度の値は、最新の疫学研究成果を取り込み大幅に引き下げるべきである。**
- ③意思決定プロセスに、事故に関連する利害関係者(stakeholder)の参加を必ず含めるべきだが、汚染地区に**留まっている住民も、避難した住民も平等に利害関係者として扱われるべきである。**
- ④LNTモデルは放射線防護上の便宜的なモデルとしてではなく、**科学理論として**勧告に取り入れるべきである。また、最新の疫学研究成果を取り入れ(INWORKS,2023等)、線量・線量率効果係数**DDREFを2から1以下に改訂すべき**である。
- ⑤**線量係数の見直しと外部被曝と質的に区別された内部被曝の健康リスク評価を加えた防護モデルの開発を急ぐべき**